

第2号様式

令和元年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和元年11月20日(水) 15:15～16:35 法務省共用会議室4 (大臣官房施設課旧入札室)	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	令和元年4月1日から令和元年7月31日まで	
抽出案件	総件数 556件	(備考)
工 一般競争	488件	
標準指名競争	0件	
事 随意契約	25件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一般競争	20件	
簡易公募型競争	10件	
務 標準指名競争	0件	
随意契約	13件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 応札者が一者であった案件について、何か特徴はあるのか。</p> <p>元施工の業者が落札する機会が多いのか。</p>	<p>今回の応札者が一者であった案件について確認したところ、72件中64件の88.9パーセントが改修工事の案件となっている。</p> <p>元施工の業者が落札者である案件が相当数ある。</p> <p>なお、参加申請が2者以上あり、2者以上に参加資格ありと認めた案件は、半数程であった。結果として一者応札になったものの、特に競争の制限があった案件はなかったといえる。</p>
<p>4 指名停止の運用状況について ここ十数年で最も件数が少ないように思えるが、国土交通省等の件数も少ないのか。</p>	<p>国土交通省等の案件も参考に当省の指名停止を行っているが、国土交通省等の件数もそれ程多くないと認識している。</p>
<p>5 工事抽出案件について (1) 宮城刑務所北収容棟等新営（建築）工事 建設工事に係る共同企業体（以下「JV」という。）のうちの1者が倒産した場合の取扱いは、どうなるのか。</p> <p>地方自治体では、特に地元業者を優先したり、JVを組むと点数が高くなるという制度があるが、法務省ではどうか。</p>	<p>構成員のうちの1者が工事途中に破産又は解散した場合は、残った構成員が連帯して工事を完成させることとされている。</p> <p>当省ではそのような制度はない。</p>

構成員の1者に倒産等の事故が発生した際、残された業者による単独施工が困難とならないようにJVの構成員の条件が整備されていることが必要である。

入札に参加したJVが施工体制ヒアリングを辞退しているが、理由は何か。

辞退理由について、書面を提出してもらうのか。

辞退理由が不明瞭であり、談合が疑われるような場合はどうするのか。

(2) 平成31年度静岡刑務所改修（建築）第1期（その2）工事

不落随契の交渉で41回の見積合わせを実施しているが、金額の推移について説明して欲しい。

当初の応札額から比べるとかなり低い金額での契約となっているが、

JVの構成員は一定の基準を設けて公告を実施している。

なお、JV対象工事であっても多くの企業が単独で入札に参加している状況にあることから、JVを組むメリットを業者側があまり感じていない可能性はある。

辞退理由は確認していないが、施工体制ヒアリングは、実施に際して、非常に多くの資料を短期間で作成する必要がある。提出してもらった資料は細かい内容であり、JVの構成員間で話し合っただけでは対応していく必要があり、その調整に相応の時間を要することから、現実的に対応が困難であることも理由の一つと思われる。

辞退理由を明らかにしなければ辞退できないという制度ではないため、書面までは求めていない。

談合が疑われるような状況が認められれば、内規に基づいてヒアリング等を実施し、適切に対応することになる。

1回目から20回目までは100万円から500万円までの下げ幅で金額の提示を受けている。その後、6億円を切った後は500万円から1,000万円までの下げ幅で金額の提示があり、最終的に41回目で落札額となったものである。

現在まで、変更契約は行われておらず、当初契約額のまま工事が進めら

<p>契約変更は実施しているのか。</p> <p>本件は改修工事であるが、落札者は元施工の業者か。</p> <p>元施工の業者が応札しなかったのはなぜか。</p> <p>本件のように入札額と予定価格の差が極端に大きい場合でも不落随契を行うのか。</p> <p>本件の場合、再度、一般競争入札を行うほうがメリットがあるのではないか。</p>	<p>れている。</p> <p>元施工業者ではない。</p> <p>理由は不明だが、今回は新営工事ではなく改修工事であることから、業者側の参加意欲に影響を及ぼした可能性がある。</p> <p>不落随契の条件を付して入札公告をした場合、当省としては、不落随契の交渉に応じてくれるか否かの意向を確認することとしているが、実際に不落随契に応じるかどうかは業者の判断になる。</p> <p>不落随契の交渉を行う場合でも、予定価格を下回らない限り契約はできず、再度の一般競争入札を実施しても落札するとは限らないことから、工期等を勘案した上で、不落随契が可能な公告内容としている。</p>
<p>6 業務抽出案件について</p> <p>(1) 令和元年度沖縄刑務所職員宿舎改修実施設計業務</p> <p>特になし。</p> <p>(2) 令和元年度広島少年院第三倉庫等新営実施設計業務</p> <p>予定価格が高すぎるのではないか。</p>	<p>広島少年院は、少年院であることから、全ての建物が寄宿舎の類型に該当するという判断で予定価格を算出していた。</p> <p>今回の実施設計の建物について、寄宿舎の類型を当てはめて算出することは適切ではないため、当課においては、倉庫棟の類型を倉庫、実習教室等の類型を教育施設として業務費を算出した</p>

<p>(3) 令和元年度宮城刑務所北収容棟等 実施設計業務</p> <p>本件は随意契約であるが、当初契約の金額はいくらだったのか。また、その入札における落札率はどれくらいだったのか。</p>	<p>ところ、約730万円となった。</p> <p>結果として、今回の案件が低入札であることには変わりはないが、地方官署の設計業務であっても積算の類型は統一していく必要があると考える。</p> <p>対応策として、近く実施する各施設の工事担当者が集まる協議会において、業務仕様書の作成及び積算方法についての周知を行う。また、設計業務を適切に実施できるよう、別途、全施設に通知を発出することとする。</p> <p>さらに、地方官署の設計業務について、類型の設定を当課において確認する体制を構築することとする。</p> <p>簡易公募型プロポーザル方式で調達したもので、当初契約の金額は税込みで96,660千円、落札率は99パーセントであった。</p>
--	--